

会計年度任用職員（国勢調査業務補助事務員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（補助事務員）
任用期間及び採用予定人数	(1) 第1期：令和7年8月18日～令和8年1月31日（2名程度） (2) 第2期：令和7年9月1日～令和8年1月31日（1～2名程度） (3) 第3期：令和7年11月1日～令和8年1月31日（2～3名程度） ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。
職務内容	令和7年国勢調査に係る各種業務の補助 （調査員説明会実施補助、調査関係用品仕分け、調査票等提出受付・整理・審査など）
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
選考方法	(1) 1次選考：書類選考 ・提出書類の内容に基づき、1次選考を行います。 ・1次選考の合否結果は、応募者全員に郵便で通知します。 (2) 2次選考：面接試験 ・1次選考合格者のみ2次選考を実施します。 ・詳細は1次選考合格者に郵便で通知します。
勤務場所	札幌市手稲区役所3階（札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市手稲区市民部地域振興課
勤務日・時間	勤務時間は1週間当たり30時間とし、以下A・Bいずれかの区分となります。 (1) A区分（第2期） ア 勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日） イ 勤務時間：8時45分から15時30分まで ウ 休憩時間：上記の勤務時間の途中に45分 エ 休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 (2) B区分（第1期及び第3期） ア 勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日） イ 勤務時間：10時30分から17時15分まで ウ 休憩時間：上記の勤務時間の途中に45分 エ 休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ※どちらの区分も業務の都合により、休日も含め時間外勤務を命ずる場合があります。
給与	月額145,642円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年6月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。

諸手当	通勤手当、時間外勤務手当
休暇	年次休暇（任用当初から付与。第1期：原則5日、第2期：原則4日、第3期：原則3日。）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
応募方法	写真付き履歴書を下記まで持参又は郵送してください。 ・職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ・履歴書に希望をする任用期間の回を必ず記載してください。 ・提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ・書類選考結果については書面にて通知いたします。 ・可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書提出先】 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号 手稲区役所3階 札幌市手稲区市民部地域振興課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き
スケジュール	(1) 第1期（任用期間：令和7年8月18日～令和8年1月31日） ・応募受付期限：令和7年7月11日（金） ・2次選考日程：令和7年7月25日（金）（予定） ・可否決定時期：令和7年8月上旬（予定） (2) 第2期（任用期間：令和7年9月1日～令和8年1月31日） ・応募受付期限：令和7年7月25日（金） ・2次選考日程：令和7年8月8日（金）（予定） ・可否決定時期：令和7年8月中旬（予定） (3) 第3期（任用期間 令和7年11月1日～令和8年1月31日） ・応募受付期限：令和7年9月26日（金） ・2次選考日程：令和7年10月10日（金）（予定） ・可否決定時期：令和7年10月中旬（予定）
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。